

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉

- 身体障害者関係医師の指定 一
- 結核指定医療機関の指定 一
- 結核指定医療機関の指定辞退 一
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 二
- 土地改良事業の工事完了届 二
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 二
- 道路の区域変更及び供用開始 三

〈公 告〉

- 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 三
- 地籍調査の成果の認証 四
- 開発行為に関する工事の完了
〔選挙管理委員会告示〕 四
- 不在者投票を取り扱う施設の指定
〔選挙管理委員会公告〕 五
- 参議院（選挙区選出）議員選挙における立候補届出の受付順位 五

告 示

奈良県告示第百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日

坂上 欧

奈良社会保険病院

大和郡山市朝日町
一番六二号

眼科（視覚障害）

平成十六年
六月十一日

奈良県告示第百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬師堂生駒薬局	生駒市北新町一〇一四〇一〇一	平成十六年五月二十日
回生堂薬局	御所市東松本二二六一四	平成十六年五月二十四日
医療法人森本整形外科 クリニック	桜井市桜井一二二六一六	平成十六年五月二十五日

奈良県告示第百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日

アピス薬局	天理市三島町一八〇一―二二	平成十六年五月二十日
山本胃腸科小児科	五條市今井二―二二―一	平成十六年五月二十七日

奈良県告示第百八十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「研修等」という。）の主権者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修等の日時及び場所

種 類	種 類	日時及び場所	
		日 時	場 所
三 受講料	クリーニング師の研修	平成十六年九月二十六日	公立学校共済組合春日野荘
	業務従事者に対する講習	平成十六年十月十七日	公立学校共済組合春日野荘
種	類	受	講 料

クリーニング師の研修	五、〇〇〇円
業務従事者に対する講習	四、五〇〇円

奈良県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり桜井市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
桜井市長 長谷川 明	水と農地活用 促進事業（た め池整備）	平成十五年九月 十七日	南池地 区	平成十五年 度	平成十六年 三月三十一 日
桜井市長 長谷川 明	水と農地活用 促進事業（頭 首工整備）	平成十五年九月 十七日	大福西 地区	平成十五年 度	平成十六年 三月三十一 日
桜井市長 長谷川 明	水と農地活用 促進事業（た め池整備）	平成十五年九月 十七日	芝西池 地区	平成十五年 度	平成十六年 三月三十一 日

奈良県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 解除予定保安林の所在場所 桜井市大字初瀬七二三の三
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

奈良県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 下市宗松線
- 三 道路の区域

0	路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
		吉野郡下市町大字 下市二〇七三番地 一先から	前 A	四・三 }	八六九・九	
		吉野郡下市町大字 下市二〇七三番地 一先から	A	二四・八	八六九・九	
		吉野郡下市町大字 下市二〇七三番地 一先から		四・三	八六九・九	

2

吉野郡下市町大字 栃原一二三一番地 一〇先まで	後	二四・八	
吉野郡下市町大字 下市三二九一番地 一先から		一一・五	
吉野郡下市町大字 下市三二九一番地 一先から	B	}	七八〇・〇
吉野郡下市町大字 下市三二九一番地 一先から		五八・七	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十六年六月二十二日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年六月二十二日から同年十月二十二日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イトーヨーカドー奈良店

所在地 奈良市二条大路南一丁目三番一号他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社イトーヨーカドー
株式会社イトーヨーカドー

(変更前) 東京都港区芝公園四丁目一番四号

(変更後) 東京都千代田区二番町八番地八

三 届出年月日

平成十六年六月九日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年六月二十二日から同年十月二十二日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、室生村、天川村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。
平成十六年六月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 調査を行った者の名称

室生村、天川村

二 調査を行った期間

平成十年十二月二十二日から平成十三年十一月二十八日まで

平成十四年六月二十日から平成十六年二月九日まで

三 成果の名称

宇陀郡室生村(大字大野の一部)地籍図及び地籍簿

吉野郡天川村(大字塩野の一部)地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀郡室生村大字大野の一部の地域

吉野郡天川村大字塩野の一部の地域

五 認証年月日

平成十六年六月十四日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年六月二十二日

一 許可番号

平成十六年一月八日第七二一三二号

平成十六年五月二十四日第七二一三二一一号

奈良県知事 柿本善也

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月十四日第六〇四一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月十四日第三八五九号

三 開発区域に含まれる地域

吉野郡大淀町大字土田二二七番地ノ一、二二八番地ノ一、二二九番地ノ一、二三〇

番地ノ一、二三一番地ノ一、二三二番地ノ四、二三三番地ノ一、二三三番地ノ六、二

三五番地ノ一、二三六番地ノ一、二三七番地ノ一、二八三番地ノ一、二八三番地ノ三、

二八四番地ノ二及び二八四番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市鳳東町四丁目四〇一番地ノ一

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 吉野郡大淀町大字土田二八三番地ノ三及び二八四番地ノ一〇

一 許可番号

平成十六年三月二十九日第七二一七七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月十四日第六〇四二号

三 開発区域に含まれる地域

四 生駒郡平群町大字三里三七九番地、三八一番地ノ一及び三八二番地ノ一
開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市北区若鶴町三二四番地

株式会社ジップ・ホールディングス 代表取締役 舌古宏

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成十六年六月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

名称	所在地
特別養護老人ホーム グレースの里	生駒郡平群町越木塚三三六―一
身体障害者療護施設 フリーシユタッドなかがわ	奈良市奈良阪町一六七
身体障害者療護施設 仁優園	五條市滝町六一―一
介護老人保健施設 そよ風荘	吉野郡下市町阿知賀六二―一
医療法人友絃会 西大和リハビリテーション病院	北葛城郡上牧町上牧三三三八―六

選挙管理委員会公告

平成十六年七月十一日執行予定の参議院（選挙区選出）議院選挙における立候補届出の受付順位は、次により決定します。

平成十六年六月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 選挙期日の公示日の午前八時三十分には選挙長事務取扱場所内の立候補届出受付場所
に現在する立候補届出者については、「くじ」により順位を決定します。

二 選挙期日の公示日の午前八時三十分を過ぎて到着した立候補届出者については、前
号の「くじ」により決定した立候補届出者の後とし、その順位は、到着順とします。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。